

資料2 関係法令集

○文化財保護法（抜粋）

〔昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号〕
〔総理・各省大臣・法務・経済安定本部総裁署名〕

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に

協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺

跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

○雫石町埋蔵文化財事務取扱要綱

平成 23 年 3 月 25 日教育委員会告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条第 1 項に規定する埋蔵文化財のうち、雫石町内における開発等の事業により破壊されるおそれのあるものを保護するために行う事務について必要な事項を定め、もって町内における埋蔵文化財の保存及び活用を図り、町民の文化の向上と発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の規定により雫石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保護する埋蔵文化財は、次のとおりとする。

- (1) 原始・古代から近世までの時代のもの
- (2) 近代から現代までの時代のもののうち、特に町の歴史の理解に欠くことのできないもの
(試掘調査の実施等)

第 3 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地において、開発等の事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）がいる場合、埋蔵文化財の有無を確認するため、あらかじめ事業予定地の全域（以下「対象地」という。）を対象とした試掘調査を実施するものとする。

- (1) 法第93条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内の土地
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接し、又は概ね30m以内の距離に位置する土地
- (3) 対象地の総面積が3,000m²以上で、かつ、地形等の特徴により埋蔵文化財が存在する可能性のある土地

2 教育委員会は、試掘調査の計画及び実施に当たっては、事業者にその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。

3 試掘調査は、対象地の総面積の概ね 5 %について実施するものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、対象地内において、地形的連続性がないこと、又は過去の土地の形質変更により埋蔵文化財が存在する可能性が極めて低いと教育委員会が認めた部分があるときは、当該部分を試掘調査の対象から除外することができる。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、前 4 項に規定する試掘調査に代えて工事中の立会いを行うものとする。

- (1) 対象地及びその近隣において過去の試掘調査等（第 1 項の規定による試掘調査、この項の

規定による立会い又は次項の規定による指導をいう。以下同じ。)の結果、埋蔵文化財が存在しない可能性が高いことが確認されている場合

(2) 対象地が狭小で通常の試掘調査が実施できない場合

(3) 埋蔵文化財を損壊しない範囲内で工事が計画されている場合

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は、事業者に対して慎重に工事するよう指導するものとする。

(1) 対象地において既に発掘調査が実施されている場合

(2) 対象地において過去の試掘調査等の結果、埋蔵文化財が存在しないことが確認されている場合

7 第1項に規定する試掘調査に係る経費は、予算の範囲内で教育委員会が負担する。ただし、試掘調査を実施するために必要な対象地の環境整備に係る経費については、法第99条第2項の規定に基づき、事業者に対して協力を求めることができる。

(協議、指導及び助言)

第4条 教育委員会は、試掘調査等の結果に基づき、関係法令の定めるところにより処理するとともに、事業者と協議をし、開発等の事業計画を調整の上、記録保存のための発掘調査（以下「緊急発掘調査」という。）の実施、現状保存その他埋蔵文化財保護に係る措置について指導し、必要な助言を行う。

(発掘調査の実施)

第5条 事業者は、前条の規定に基づき教育委員会が緊急発掘調査の実施を指導したときは、発掘調査を実施するものとする。ただし、教育委員会は、事業者が行う発掘調査又は当該調査担当者について、不適切であると認めたときは、その改善又は中止を命ずることができる。

2 教育委員会は、事業者が発掘調査を実施する能力に欠けると認めるときは、対象地の面積、発掘調査を行う期間及び学術等諸条件を勘案し、事業者の委託を受けて発掘調査を実施し、又は発掘調査を実施するに足りる調査体制を有する組織（以下「調査組織」という。）に発掘調査のあっせんをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該発掘調査が国庫補助事業の対象となる場合は、教育委員会が発掘調査を実施することができるものとする。

(事業者が実施する発掘調査)

第6条 教育委員会は、事業者が自ら発掘調査を実施する場合は、事業者に対し指導及び監督を行

うものとする。

(発掘調査の委託契約)

第7条 事業者は、教育委員会が発掘調査を実施することを決定したときは、緊急発掘調査に関する委託契約を締結するものとする。この場合において、委託料は、第3条の規定による試掘調査をもとに算定した額とする。

2 前項後段の委託料は、全額事業者の負担とする。

(国庫補助対象事業)

第8条 教育委員会が国庫補助の対象となる事業により発掘調査を実施する場合は、予算の範囲内で教育委員会が経費を負担することができるものとする。

(調査組織による発掘調査)

第9条 教育委員会は、調査組織が発掘調査を実施する場合は、事業者、調査組織及び教育委員会による三者協定を締結するものとする。

2 教育委員会は、調査組織が発掘調査を実施する場合は、調査組織に対し指導及び監督を行うことができるものとする。

(出土品の保管活用)

第10条 発掘調査による出土品は、関係法令の定めるところにより処理するものとする。ただし、教育委員会は、郷土学習等広く町民の公共の用に供するため、その全部又は一部を保存管理し、その活用を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日教委告示第3号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日教委告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年8月21日教委告示第1号)

この告示は、告示の日から施行する。